



札幌市告示第 1441 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 3 月 10 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市建設局総務部道路認定課台帳係 TEL (011)211-2457

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア A 地域（中央区・北区）道路台帳補正業務

イ B 地域（東区・南区）道路台帳補正業務

ウ C 地域（白石区・清田区・西区）道路台帳補正業務

エ D 地域（厚別区・豊平区・手稲区）道路台帳補正業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

(4) 入札方法

別表の道路台帳補正業務単価係数表の台帳補正 B 単価について入札を行う。入札業務以外の業務単価（契約単価）は、入札業務の単価に別表の道路台帳補正単価係数表に記載された単価係数を乗じて得た金額とする。なお、契約単価には消費税及び地方消費税額を含まず、各発注時の業務総額に 10%相当額を加算した金額を支払うものとする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」の中分類「測量業」の A 又は B の等級に登録されており、かつ本店所在地が「市内」として登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間

中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。
- (6) 調達役務の内容と同様の履行実績（道路台帳調製と国土交通省作業規程の準則第 108 条に基づく数値地形図の作成の両方）を有していること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記 1 の場所において交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記 1 に同じ。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加申請書
 - イ 「令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格認定通知書」の写し
 - ウ 本役務と同様の業務（道路台帳調整と国土交通省作業規程の準則第 108 条に基づく数値地形図の作成の両方の履行実績）に係る官公庁との契約書等で業務内容の分かるものの写し
- (2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所
令和 3 年 3 月 23 日（火）16 時 00 分までに上記 1 の場所へ提出すること。
- (3) 入札参加資格審査結果通知書の通知
上記 5 (1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和 3 年 3 月 24 日（水）以降に通知する。

6 入札書の提出場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所 上記 2 (1)の件名ごとに、次のとおりとする。
 - ア A地域（中央区・北区）道路台帳補正業務
令和 3 年 4 月 6 日（火） 10 時 00 分
 - イ B地域（東区・南区）道路台帳補正業務
令和 3 年 4 月 6 日（火） 10 時 15 分
 - ウ C地域（白石区・清田区・西区）道路台帳補正業務
令和 3 年 4 月 6 日（火） 10 時 30 分
 - エ D地域（厚別区・豊平区・手稲区）道路台帳補正業務
令和 3 年 4 月 6 日（火） 10 時 45 分

場所は、いずれも札幌市役所本庁舎地下 1 階 1 号会議室

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

持参又は送付により提出する場合は、上記 1 あてに令和 3 年 4 月 5 日（月）16 時 00 分（必着）までに提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条に該当した場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

(8) 詳細は入札説明書による。